専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

施設の名称	群馬社会福祉専門学校

講　座　の　名　称	指定講座番号	番号	教育訓練経費
精神保健福祉士短期養成通信課程 （実習該当）	1010014-2310011-9	A	278,930円
精神保健福祉士短期養成通信課程 （実習免除）	1010014-2010011-9	B	175,630円
精神保健福祉士短期養成通信課程 （実習一部免除）	1010014-2310021-1	C	278,930円

A

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講 座 の 名 称	精神保健福祉士短期養成通信課程（実習該当）					
実 施 方 法	① 通学 （ 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 ） ② 通信 スクーリング（回数 10 回）					
指定講座番号（15桁）	1010014	—	2310011	—	9	
講 座 の 創 設 年 月 日 平成29 年 4 月 1 日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和8年3月 31日まで	過 去 一 年 の 講 座 実 績	入講者数（ 3 人）	修了者数 （ 3 人）		
訓 練 期 間	9ヶ月		総 訓 練 時 間	1722時間		

1. 教 育 訓 練 目 標　対象者の療養環境、生活環境を整え、地域生活を円滑に行うための個別援助に加え、地域支援ネットワーク構築の推進者として活躍できる精神保健福祉士を養成する。

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	□ 業務独占資格・名称独占資格（ 精神保健福祉士 ） □ 職業実践専門課程（ ） □ キャリア形成促進プログラム（ ） □ 専門職大学院（ ） □ 職業実践力育成プログラム（ ） □ 情報通信技術関係資格（ ） □ 第四次産業革命スキル習得講座（ ） □ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（ ） 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	精神保健福祉士法の第7条に基づき、本校所定の修業年限を在学し、卒業必要単位を修得して卒業する、かつ、厚生労働大臣が省令で定める科目および単位を修得する。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	医療機関、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、就労支援サービス事業所等で活用

2. 教 育 訓 練 の 内 容

教 科 （カリキュラム）	時 間	使 用 教 材 名
精神医学と精神医療	168	精神医学と精神医療（中央法規出版）
現代の精神保健の課題と支援	168	現代の精神保健の課題と支援（中央法規出版）
精神保健福祉の原理	168	精神保健福祉の原理（中央法規出版）
ソーシャルワークの理論と方法	168	ソーシャルワークの理論と方法（中央法規出版）
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	168	ソーシャルワークの理論と方法（専門）（中央法規出版）
精神障害リハビリテーション論	84	精神障害リハビリテーション論（中央法規出版）
精神保健福祉制度論	84	精神保健福祉制度論（中央法規出版）
ソシャルワーク演習（専門）	252	ソシャルワーク演習（専門）（中央法規出版）
ソーシャルワーク実習指導	252	ソーシャルワーク実習ソシャルワーク実習指導（中央法規出版）
ソーシャルワーク実習	210	ソーシャルワーク実習ソシャルワーク実習指導（中央法規出版）

3. 受 講 者 と な る た め の 要 件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	厚生労働省の基礎科目を前提とし、福祉系3年制短期大学を卒業したものは、指定施設において1年以上の相談援助業務に従事したもの、福祉系2年制短期大学を卒業した者は同じく2年以上の実務経験が必要となる。
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	基礎科目の履修、若しくは社会福祉士の国家資格取得
③その他	

〔 特 記 事 項 〕

A　　専門実践教育訓練明示書

4.　教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1)資格取得状況

① 前年度の修了者数	3 人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	3 人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	3 人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	3 人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0 人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	3 人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	100.0	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。
この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2)受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A:就業者計
	2 非正社員、派遣社員	人	
	3 その他の就業(自営業等)	人	
	4 非就業	人	②B:非就業者計
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人	
	3 社内外の評価が高まる	人	
	4 円滑な転職に役立つ	人	
	5 趣味・教養に役立つ	人	
	6 その他の効果	人	
	7 特に効果はない	人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 希望の職種・業界で就職できる	人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人	
	4 趣味・教養に役立つ	人	
	5 その他の効果	人	
	6 特に効果はない	人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人	
	4 就職していない	人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2 おおむね満足	人	
	3 どちらとも言えない	人	
	4 やや不満	人	
	5 大いに不満	人	

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

資格取得後、精神保健福祉士として医療機関に正規雇用されたものや、資格手当が加算されたという報告を受けている。より専門性の高い知識や技術を得たことで所属機関からの信頼度も増している。

5.　教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	提出された課題レポートでの評価、面接授業及び科目試験の結果、実習指導・実習による評価
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	群馬社会福祉専門学校元総社キャンパス(4～6月)1日/6時間×7日、1日/3時間×1日・8日間、・実習スクーリング1日/4.5時間、2日間　群馬社会福祉専門学校両毛サテライトキャンパス(10月～12月)1日/6時間×7日、1日/3時間×1日・8日間

A

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法	
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	課題レポートをすべて提出し、4段階評価で3段階以上の評価を得ること。また、スクーリングにおいて各科目の出席時間数が、指定する時間数の5分の4、ならびに精神保健福祉援助実習時間数の5分の4に達しないと履修認定および認定試験を受けることができない。成績の評価は60点以上を合格とする。(本校学則第19条、20条)
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	課題のレポートをや科目ごとの試験により、習得度を確認するとともに、必要に応じて個別指導を行っている。
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	本校所定の修業年限を在学し、卒業必要単位を修得したものに対し修了を認定する。(本校学則第22条)
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	提出されたレポート、面接授業への取り組み方、科目試験の成績、実習評価などを総合的に評価を行うが、それぞれにおいて、合格点に満たない者は、課題の再提出、追試、再実習などを行い、一定のレベルに達することができるよう指導を行う。
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	各科目試験終了後に解説の時間を設け、より理解が深まるよう指導している。また、電話、メール、個人面談など必要に応じて対応し、助言・指導を行っている。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	各科目別の面接授業において国家試験の過去問題に触れる機会を設け、受講生、修了生を対象に複数回にわたり、国家試験に向けた対策講座を開講している。また、国家試験情報や受験対策に向けた参考書等の情報提供を行っている。就職に向けた支援は個別面談、求人票の紹介等を実施している。
8. その他の事項	

指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 昌賢学園 (代表者名: 鈴木 利定)		
住所及び連絡先	群馬県 前橋市 元総社町 152番地 TEL 027－253-0345		
施設名称及び施設長名	群馬社会福祉専門学校 (施設長: 鈴木 賢二)		
住所及び連絡先	群馬県 前橋市 元総社町 152番地 TEL 027－253-0345		
苦情受付者	氏名 鈴木 国泰 所属 事務局事務長	事務担当者	氏名 橋本 智子 所属 事務局
連絡先	TEL 027－253-0345	連絡先	TEL 027－253-0345

専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① ＋ ②)	278,930 円
支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	30,000 円
	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	円 第1期 198,930 円 第2期 50,000 円 第3期 円 第4期 円 第5期 円 第6期 円 (うち、必須教材費 28,930 円)
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① ＋ ② ＋ ③ ＋ ④)	0円
	① 任意の教材費(税込額)	0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円
	③ 施設維持費(税込額)	0 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円
	3. 総額 (1＋2) (税込額)	278,930 円

B

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	精神保健福祉士短期養成通信課程（実習免除）					
実施方法	① 通学（ 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 ） ② 通信 スクーリング（回数 8 回）					
指定講座番号（15桁）	1010014	—	2010011	—	9	
講座の創設年月日 平成29 年4月 1日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和8年 3月 31日まで	過去一年の講座実績	入講者数（ 47 人）	修了者数 （ 47 人）		
訓練期間	9ヶ月		総訓練時間	1260時間		

1. 教育訓練目標　対象者の療養環境、生活環境を整え、地域生活を円滑に行うための個別援助に加え、地域支援ネットワーク構築の推進者として活躍できる精神保健福祉士を養成する。

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	□ 業務独占資格・名称独占資格（ 精神保健福祉士 ） □ 職業実践専門課程（ ） □ キャリア形成促進プログラム（ ） □ 専門職大学院（ ） □ 職業実践力育成プログラム（ ） □ 情報通信技術関係資格（ ） □ 第四次産業革命スキル習得講座（ ） □ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（ ） 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	精神保健福祉士法の第7条に基づき、本校所定の修業年限を在学し、卒業必要単位を修得して卒業する、かつ、厚生労働大臣が省令で定める科目および単位を修得する。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	医療機関、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、就労支援サービス事業所等で活用

2. 教育訓練の内容

教科 （カリキュラム）	時間	使用教材名
精神医学と精神医療	168	精神医学と精神医療（中央法規出版）
現代の精神保健の課題と支援	168	現代の精神保健の課題と支援（中央法規出版）
精神保健福祉の原理	168	精神保健福祉の原理（中央法規出版）
ソーシャルワークの理論と方法	168	ソーシャルワークの理論と方法（中央法規出版）
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	168	ソーシャルワークの理論と方法（専門）（中央法規出版）
精神障害リハビリテーション論	84	精神障害リハビリテーション論（中央法規出版）
精神保健福祉制度論	84	精神保健福祉制度論（中央法規出版）
ソシャルワーク演習（専門）	252	ソシャルワーク演習（専門）（中央法規出版）

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	厚生労働省の基礎科目を前提とし、福祉系3年制短期大学を卒業したものは、指定施設において1年以上の相談援助業務に従事したもの、福祉系2年制短期大学を卒業した者は同じく2年以上の実務経験が必要となる。
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	基礎科目の履修、若しくは社会福祉士の国家資格取得
③その他	

〔特記事項〕

B　　専門実践教育訓練明示書

4.　教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1)資格取得状況

① 前年度の修了者数	47	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	47	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	46	人	受験率(③/②)	97.9	%
④ ③のうち合格者数	43	人	合格率(④/③)	93.4	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	46	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)		%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。
この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2)受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A:就業者計
	2 非正社員、派遣社員	人	
	3 その他の就業(自営業等)	人	
	4 非就業	人	②B:非就業者計
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人	
	3 社内外の評価が高まる	人	
	4 円滑な転職に役立つ	人	
	5 趣味・教養に役立つ	人	
	6 その他の効果	人	
	7 特に効果はない	人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 希望の職種・業界で就職できる	人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人	
	4 趣味・教養に役立つ	人	
	5 その他の効果	人	
	6 特に効果はない	人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人	
	4 就職していない	人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2 おおむね満足	人	
	3 どちらとも言えない	人	
	4 やや不満	人	
	5 大いに不満	人	

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

資格取得後、精神保健福祉士として医療機関に正規雇用されたものや、資格手当が加算されたという報告を受けている。より専門性の高い知識や技術を得たことで所属機関からの信頼度も増している。

5.　教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	提出された課題レポートでの評価、面接授業及び科目試験の結果
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	群馬社会福祉専門学校元総社キャンパス(4～6月)1日/6時間×7日、1日/3時間×1日、8日間　群馬社会福祉専門学校両毛サテライトキャンパス(10月～12月)1日/6時間×7日、1日/3時間×1日、8日間

B　　専門実践教育訓練明示書

6.　受講効果の把握方法	
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	課題レポートをすべて提出し、4段階評価で3段階以上の評価を得ること。また、スクーリングにおいて各科目の出席時間数が、指定する時間数の5分の4に達しないと履修認定および認定試験を受けることができない。成績の評価は60点以上を合格とする。(本校学則第19条、20条)
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	課題のレポートをや科目ごとの試験により、習得度を確認するとともに、必要に応じて個別指導を行っている。
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	本校所定の修業年限を在学し、卒業必要単位を修得したものに対し修了を認定する。(本校学則第22条)
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	提出されたレポート、面接授業への取り組み方、科目試験の成績等、総合的に評価を行うが、それぞれにおいて、合格点に満たない者は、課題の再提出、追試等を行い、一定のレベルに達することができるよう指導を行う。

7.　受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	各科目試験終了後に解説の時間を設け、より理解が深まるよう指導している。また、電話、メール、個人面談など必要に応じて対応し、助言・指導を行っている。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	各科目別の面接授業において国家試験の過去問題に触れる機会を設け、受講生、修了生を対象に複数回にわたり、国家試験に向けた対策講座を開講している。また、国家試験情報や受験対策に向けた参考書等の情報提供を行っている。就職に向けた支援は個別面談、求人票の紹介等を実施している。

8.　その他の事項

指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人　昌賢学園　(代表者名:　鈴木　利定　)		
住所及び連絡先	群馬県　前橋市　元総社町　152番地　TEL 027－253-0345		
施設名称及び施設長名	群馬社会福祉専門学校　(施設長:　鈴木　賢二　)		
住所及び連絡先	群馬県　前橋市　元総社町　152番地　TEL 027－253-0345		
苦情受付者	氏名　鈴木　国泰　所属　事務局事務長	事務担当者	氏名　橋本　智子　所属　事務局
連絡先	TEL　027－253-0345	連絡先	TEL　027－253-0345

専門実践教育訓練経費	1.　専門実践教育訓練給付金の対象となる経費　(① ＋ ②)	175,630	円
支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	30,000	円
	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	円 第1期　115,630 円 第2期　30,000 円 第3期　円 第4期　円 第5期　円 第6期　円 (うち、必須教材費　25,630 円)	
	2.　専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費　(① ＋ ② ＋ ③ ＋ ④)	0円	
	①　任意の教材費(税込額)	0	円
	②　実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0	円
	③　施設維持費(税込額)	0	円
	④　その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)　(税込額)	0	円
	3.　総額　(1＋2)　(税込額)	175，630	円

C

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	精神保健福祉士短期養成通信課程（実習一部免除）					
実施方法	① 通学（ 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 ） ② 通信 スクーリング（回数 10 回）					
指定講座番号（15桁）	1010014	—	2310021	—	1	
講座の創設年月日 平成29 年 4 月 1 日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和8年3月 31日まで	過去一年の講座実績	入講者数（ 7 人）	修了者数 （ 5 人）		
訓練期間	9ヶ月		総訓練時間	1662時間		

1. 教育訓練目標　対象者の療養環境、生活環境を整え、地域生活を円滑に行うための個別援助に加え、地域支援ネットワーク構築の推進者として活躍できる精神保健福祉士を養成する。

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	□ 業務独占資格・名称独占資格（ 精神保健福祉士 ） □ 職業実践専門課程（ ） □ キャリア形成促進プログラム（ ） □ 専門職大学院（ ） □ 職業実践力育成プログラム（ ） □ 情報通信技術関係資格（ ） □ 第四次産業革命スキル習得講座（ ） □ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（ ） 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	公益財団法人　社会福祉振興・試験センター
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	精神保健福祉士法の第7条に基づき、本校所定の修業年限を在学し、卒業必要単位を修得して卒業する、かつ、厚生労働大臣が省令で定める科目および単位を修得する。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況	医療機関、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、就労支援サービス事業所等で活用

2. 教育訓練の内容

教科　（カリキュラム）	時間	使用教材名
精神医学と精神医療	168	精神医学と精神医療（中央法規出版）
現代の精神保健の課題と支援	168	現代の精神保健の課題と支援（中央法規出版）
精神保健福祉の原理	168	精神保健福祉の原理（中央法規出版）
ソーシャルワークの理論と方法	168	ソーシャルワークの理論と方法（中央法規出版）
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	168	ソーシャルワークの理論と方法（専門）（中央法規出版）
精神障害リハビリテーション論	84	精神障害リハビリテーション論（中央法規出版）
精神保健福祉制度論	84	精神保健福祉制度論（中央法規出版）
ソシャルワーク演習（専門）	252	ソシャルワーク演習（専門）（中央法規出版）
ソーシャルワーク実習指導	252	ソーシャルワーク実習ソシャルワーク実習指導（中央法規出版）
ソーシャルワーク実習	150	ソーシャルワーク実習　ソシャルワーク実習指導（中央法規出版）

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	厚生労働省の基礎科目を前提とし、福祉系3年制短期大学を卒業したものは、指定施設において1年以上の相談援助業務に従事したもの、福祉系2年制短期大学を卒業した者は同じく2年以上の実務経験が必要となる。相談援助実習、若しくはソーシャルワーク実習をすでに履修しているもの。
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	基礎科目の履修、若しくは社会福祉士の国家資格取得
③その他	

〔特記事項〕

C　　専門実践教育訓練明示書

4.　教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1)資格取得状況

① 前年度の修了者数	5 人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	7 人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	5 人	受験率(③/②)	71.4	%
④ ③のうち合格者数	5 人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)		%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。
この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2)受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A:就業者計
	2 非正社員、派遣社員	人	
	3 その他の就業(自営業等)	人	
	4 非就業	人	②B:非就業者計
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人	
	3 社内外の評価が高まる	人	
	4 円滑な転職に役立つ	人	
	5 趣味・教養に役立つ	人	
	6 その他の効果	人	
	7 特に効果はない	人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 希望の職種・業界で就職できる	人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人	
	4 趣味・教養に役立つ	人	
	5 その他の効果	人	
	6 特に効果はない	人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人	
	4 就職していない	人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2 おおむね満足	人	
	3 どちらとも言えない	人	
	4 やや不満	人	
	5 大いに不満	人	

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

資格取得後、精神保健福祉士として医療機関に正規雇用されたものや、資格手当が加算されたという報告を受けている。より専門性の高い知識や技術を得たことで所属機関からの信頼度も増している。

5.　教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	提出された課題レポートでの評価、面接授業及び科目試験の結果、実習指導・実習による評価
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	群馬社会福祉専門学校元総社キャンパス(4～6月)1日/6時間×7日、1日/3時間×1日・8日間、・実習スクーリング1日/4.5時間、2日間　　群馬社会福祉専門学校両毛サテライトキャンパス(10月～12月)1日/6時間×7日、1日/3時間×1日・8日間

C　　専門実践教育訓練明示書

6.　受講効果の把握方法	
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	課題レポートをすべて提出し、4段階評価で3段階以上の評価を得ること。また、スクーリングにおいて各科目の出席時間数が、指定する時間数の5分の4、ならびに精神保健福祉援助実習時間数の5分の4に達しないと履修認定および認定試験を受けることができない。成績の評価は60点以上を合格とする。(本校学則第19条、20条)
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	課題のレポートをや科目ごとの試験により、習得度を確認するとともに、必要に応じて個別指導を行っている。
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	本校所定の修業年限を在学し、卒業必要単位を修得したものに対し修了を認定する。(本校学則第22条)
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	提出されたレポート、面接授業への取り組み方、科目試験の成績、実習評価などを総合的に評価を行うが、それぞれにおいて、合格点に満たない者は、課題の再提出、追試、再実習などを行い、一定のレベルに達することができるよう指導を行う。

7.　受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	各科目試験終了後に解説の時間を設け、より理解が深まるよう指導している。また、電話、メール、個人面談など必要に応じて対応し、助言・指導を行っている。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	各科目別の面接授業において国家試験の過去問題に触れる機会を設け、受講生、修了生を対象に複数回にわたり、国家試験に向けた対策講座を開講している。また、国家試験情報や受験対策に向けた参考書等の情報提供を行っている。就職に向けた支援は個別面談、求人票の紹介等を実施している。

8.　その他の事項

指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人　昌賢学園　(代表者名:　鈴木　利定　)		
住所及び連絡先	群馬県　前橋市　元総社町　152番地　TEL 027－253-0345		
施設名称及び施設長名	群馬社会福祉専門学校　(施設長:　鈴木　賢二　)		
住所及び連絡先	群馬県　前橋市　元総社町　152番地　TEL 027－253-0345		
苦情受付者	氏名　鈴木　国泰　所属　事務局事務長	事務担当者	氏名　橋本　智子　所属　事務局
連絡先	TEL　027－253-0345	連絡先	TEL　027－253-0345

専門実践教育訓練経費	1.　専門実践教育訓練給付金の対象となる経費　(① ＋ ②)	278,930	円
支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	30,000	円
	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		円
		第1期 198,930	円
		第2期 50,000	円
		第3期	円
		第4期	円
		第5期	円
		第6期	円
		(うち、必須教材費 28,930	円)
	2.　専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費　(① ＋ ② ＋ ③ ＋ ④)	0	円
	①　任意の教材費(税込額)	0	円
	②　実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0	円
	③　施設維持費(税込額)	0	円
	④　その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)	0	円
	3.　総額　(1＋2)(税込額)	278,930	円